

平成30年度

事業計画書

平成30年 4月 1日から

平成31年 3月31日まで

公益財団法人緑の地球防衛基金

平成30年度事業計画書

はじめに

当基金は、昭和57年10月に地球上の緑及びその生態系に深刻な影響を与えている森林破壊と砂漠化を防ぐ目的で設立されてから、36年目を迎えようとしている。この間、「次の世代に緑の地球を贈ろう」をスローガンに、世界各地、とりわけタンザニア、中国など途上国での植林活動を通じて「みどり」の回復を図ってきた。設立当初の活動は、緑の植林という斬新なアイデアで国民の間からもその必要性が理解され幅広い支援のもとに行われてきたが、その後、30有余年の間に、同趣旨の法人が多数現われるなど当基金を取り巻く環境は大きく変わってきている。

現在の当基金の課題として、会員の高齢化・若者離れによる会員数の減少、外部へのアピール不足などが指摘され、また、毎年の赤字額が拡大傾向にあり財政基盤の強化が求められている。さらに、当基金が長年取り組んできたタンザニアに対する支援が今年度一杯で、また中国に対する支援があと3年で区切りを迎えることから、今後の支援の在り方を早急に検討していく必要性が高まっている。

また、「地球にやさしいカード」の寄付金を原資とする助成事業については、現行制度ができて20年以上が経過し、既存カードと新規助成団体が必ずしも一致しなくなっているなど綻びが生じてきていることや、年々カード会員数が減少し寄付金額も減少していることから、株式会社セディナと協力してその在り方について検討を進める。

さらに無駄のない効率的な運営に努める。

以上を踏まえ、平成30年度は次の事業に取り組むこととする。

I 地球上の生態系に深刻な影響を与える森林破壊や砂漠化を防止するための緑の保全・再生に関する調査研究及び活動並びにその推進のための助成事業（公益目的事業1）

1. タンザニア・モデル造林事業（タンザニア環境行動協会）

タンザニア・モデル造林事業は「地域主体による持続可能な植林モデルの確立」を目指して取り組んできた。

今年度は同事業の最終年度となり、これまでの25年間の仕上げとして、地域における森林保全の主体性及び持続性をさらに高めるための育苗体制の転換（拠点苗畑か

ら小規模分散型苗畑への移行)を進め、さらに現地カウンターパート・タンザニア環境行動協会(T E A C A (Tanzania Environmental Action Association))の持続性確保のためのレンタルハウスの増築に取り組み、年度内に完成させる。また、山麓の約10村を選定し、あらたな育苗体制のもとで村落エリアおよび裸地化した旧森林保護区において約1万本の植林に取り組む。

なお、T E A C Aへの支援金は例年の2万5千ドルとする。現地への調査・視察については、9月ないし10月に職員を1回派遣するとともに、理事長による現地の最終視察を実施し、この際当基金とT E A C Aとの協力及びこれまでの植林実績を記した記念碑を設置する。

2. 中国・陝西省榆林市横山県東陽山造林事業(榆林市横山区林業局*)

中国において20年間にわたって実施した陝西省の韓城市象山緑化事業、銅川市南寺山緑化・水土流出防止事業の両プロジェクトは、両国間の友好の証となっている。また、中国における3度目の植林事業として、2013(平成25)年から榆林市横山県東陽山緑化事業が開始されている。同事業は、榆林市横山県政府と取り交わした覚書に基づいて2013年から2020年の8年間に、横山県東陽山において、25ヘクタール、1万400本を植林することとなり、昨年までの5年間に16ヘクタールの造林が行われ、樟子松の苗木6,480株が植樹されている。

6年目を迎える今年度は、将来収穫された果実を販売することで収益を生み出す経済林約9ヘクタールを造成する。苗木はクルミや接ぎ木桃とする。(これにより25ヘクタールの造林が一先ず終了するが、7年目、8年目の2年かけて全域における補植を行い、覚書どおり8年間に25ヘクタールの植林を完成させる。)なお、榆林市横山区林業局への6年目の支援金は例年の100万円とする。

(*榆林市横山県は一昨年末に榆林市横山区となったが、事業名は当初の横山県を使用している。)

II 地球環境の保全に関する調査研究及び活動並びにその推進のための助成事業(公益目的事業2)

1 株式会社セディナ「地球にやさしいカード」の寄付金を原資とした助成事業

今年度の株式会社セディナ「地球にやさしいカード」の寄付金を原資とした助成団体と助成事業は、次のとおりである。

(1) 認定NPO法人 FoE Japan

(テーマ:パリ協定後の地球温暖化対策・エネルギー政策転換に向けた提言・普及啓発活動)

2016年11月に発効した「パリ協定」は、各国の気候変動対策や企業の動きなどに大きな影響を与えている。石炭火力など化石燃料からの脱却や再生可能エネルギー100%調達を掲げる企業、自治体、国レベルの動きも出てきている。しかし当該団体は、現在の日本の温室効果ガス排出削減目標と気候変動政策は、パリ協定の方向に合致するものではないとして、パリ協定を踏まえた日本国内での温室効果ガス排出大幅削減に向けて日本政府に働きかけを行い、現在の目標を深化させていく必要があるとしている。

今年度は、①研究員を国連気候変動枠組み条約会議へ派遣(2018年に開催されるCOP24、及び事前の準備会合)、②政府に対する気候変動・エネルギー政策についてのロビー活動と提言活動、③途上国への気候変動支援の使われ方調査及び日本政府への改善・支援強化の働きかけ、④化石燃料依存からの脱却に向けた調査・提言活動、⑤「クライメート・ジャスティス」の概念に関する啓発・共有、⑥持続可能なエネルギー社会の在り方に関する情報発信・普及啓発を行う。

(2) NPO法人 ストップ・フロン全国連絡会

(テーマ：オゾン層保護等のためのモントリオール議定書改正を踏まえた日本でのノンフロン化対応に向けた普及拡大事業)

2016年10月、オゾン層保護のためモントリオール議定書が大改正され、HCFC(代替フロン)の2020年実質全廃を巡ってフロン問題に関する情勢が急速に変わっている。世界的な自然冷媒への転換の動きに対して、国内ではごくわずかな種類の機器に限定されており、幅広く自然冷媒が普及することが求められる。そこで、市民、事業者を対象に、フロン問題の理解を深め、自然冷媒への転換をすすめることを目的とし、普及ツールを開発し、動画制作やセミナーを開催する。

今年度は、①WEBサイトなどを通じて、自然冷媒への転換に向けた情報提供及び普及啓発事業の実施、②エアコンの冷媒として最近使われ始めたR32の問題を分かりやすく解説するアニメの制作、③脱フロンに向けた取組状況と政策に必要な方向性について討議する「脱フロンセミナー」の開催、④「フロン排出抑制法」の強化に関する政策提言の実施などを行う。

(3) NPO法人 熱帯森林保護団体

(テーマ：ブラジル、カポトジャリーナインディオ保護区における消火・消防事業)

アマゾンの森が減少の一途を辿っている理由に、アグロビジネス(牧場や大豆畑造成等)による火災や、先住民による焼畑の弊害、先住民保護区を横断する州道を利用するトラック運転手による火の不始末等がある。さらに近年、異常気象により雨期に従来の雨量が望めず、自然発火等の影響で大火になる状況に晒され、また、乾期は砂漠並みの乾燥であるために一旦火災が起こると消火が困難な状態となるこ

とから、火災を食い止める支援活動は、先駆的かつ緊急な事業である。

今年度は、各集落から消防士総勢30名を2018年8月に招集し、軍消防署の専門家指導の下、約1か月間防火・消火についてのトレーニング及び講習を実施する。万一、講習中に出火した場合は火災現場に急行して消火活動を行う。さらに講習終了後は、各集落に戻ってその地域で自衛団を組織して周辺パトロールを行い地中に潜む火種の根絶や出火時の消火活動を行うなど、責任者として育つことを期待する。

(4) NPO法人 尾瀬自然保護ネットワーク

(テーマ：自然環境教育事業、尾瀬の自然保護に関する調査研究事業、環境保護に関する普及啓発事業)

尾瀬は我が国における自然保護運動の発祥地として知られているが、今日においても自然破壊や大量投棄されたごみの後始末、シカの食害など様々な課題が山積している。これらの課題に対して、①尾瀬の入山者に対する現地での自然保護の情報発信と事故防止の指導、②実践活動の中心的人材となる尾瀬自然保護指導員の後継者育成、③最近の異常気象も含めた地球温暖化が尾瀬の自然にどのような影響を及ぼしているのかを長期的視点に立って調査し、調査結果に基づき関係機関への対策等の要望、④トイレのない至仏山における登山者の尿尿垂れ流しの状況の改善を図ることにしている。

今年度は、①尾瀬の入山口において入山者を対象に入山指導の実施、②尾瀬アカデミー(尾瀬自然保護指導員養成講座)を開催し、10名の自然保護指導員の養成実施、③高山植物及び外来植物の生態など地球温暖化に伴う影響調査の実施、④携帯トイレ導入事例の研究、登山者の携帯トイレ意識調査、至仏山における携帯トイレ実証実験などを行う。

(5) NPO法人 立山自然保護ネットワーク

(テーマ：立山黒部アルペンルート沿線の外来植物除去事業及び啓発活動)

年間100万人以上の登山者が入る立山黒部アルペンルートでは、自動車のタイヤや入山者の靴などに付いて下界から侵入した外来植物が繁茂している。また道路工事や駐車場整備などで搬入された砂利にも外来植物の種子が付着している。現状のまま放置すると立山黒部アルペンルート沿線が外来植物で覆い尽くされることが懸念されるため、外来植物を除去しさらなる拡大を防ぐとともに、分布域を徐々に縮小していくのが本事業の目的である。

今年度は、①従来から外来植物除去作業を継続している11か所で、帰化植物や低地性の外来植物を除去し、生育密度の低下を目指す、②弥陀ヶ原～室堂間で外来植物の分布状況を記録する、③弘法～室堂間に生えるススキ、ゴマナ、オノエヤナ

ギを除去する、④外来植物除去作業に新たに従事する人や一般の入山者に対する啓発用の資料として、ポケットサイズのガイドブックを作成する。

(6) NPO法人 夏花

(テーマ：石垣島白保地区におけるサンゴ礁保全活動～サンゴ礁文化を受け継ぐための自然体験学習の実施と学習指導者の育成～)

サンゴ礁とともに生きる「サンゴ礁文化」を次世代に継承するために、白保のサンゴ礁と集落との暮らしの関わりに対する理解を深めるための環境学習を、白保の小学生、中学生を対象に実施するとともに、自然文化体験プログラムを指導できる人材の育成を行う。また、白保サンゴ礁域内の現状調査、サンゴ減少の一因である赤土流出防止活動としてのグリーンベルト植栽活動を進めていく。

今年度は、これまでの石垣島白保地区での環境学習やサンゴ礁保全活動に関わってきた沖縄大学、筑紫女学園大学の専門家や学生などの参加、協力を得て、①白保小学校6年生を対象としたサンゴ学習の実施、②白保中学校2年生を対象としたサンゴ礁保全学習、調査の実施、③「しらほこどもクラブ」による年間を通じた自然文化体験活動の実施、④白保海域内の赤土堆積量調査、農村地の赤土流出防止対策、⑤上記①～④を通じた地域の指導人材の育成を行う。

(7) 認定NPO法人 ヒマラヤ保全協会

(テーマ：ネパールダウラギリ地方レスパル村ほか2村緑化再生プロジェクト)

地球温暖化には二酸化炭素などの温室効果ガスの増加が影響していると言われる。この二酸化炭素の吸収に大きな役目を果たす森林の70%が発展途上国に残されている。ネパールヒマラヤ山麓ダウラギリ地方の村々では、炊事に使う薪などの生活燃料や家畜の飼料のすべてを森林から伐採するが、苗木を育成して植林するということが知らないため、集落周辺から年々木々が失われるとの状況が続いている。地球環境の保全のため、森林の再生事業を行い、地元住民が自ら保全できる体制を作ることが重要な課題である。

今年度は、①昨年レスパル村に設けた苗畑拡充に必要な資材・設備を購入、運搬する、②苗畑小屋を拡充する、③苗畑管理人を育成指導する、④村人と一緒に苗を育苗、植樹を行う。

(8) NPO法人 サンクチュアリエヌピーオー

(テーマ：遠州灘海岸におけるアカウミガメと産卵地の環境保護と調査活動)

遠州灘海岸は、絶滅危惧種であるアカウミガメの本州における最大の産卵地である。しかし、人々の生活域に隣接しているために、卵の盗掘、オフロード車の砂浜走行による卵の破損及び産卵行動への妨害、砂浜の減少による産卵地の縮小、人口

紫外線による子ガメの海帰行動の妨害など多くの課題を抱えている。当該法人においては、産卵地に適した産卵調査・ふ化調査、環境影響調査を行うとともに、市民や企業と協働して産卵地の保護・砂浜の浸食防止対策の実施、オフロード車の海岸走行の禁止を行政に働きかけるなどの諸活動を行っている。また、こうした活動を通じて、次世代の担い手の育成にも力を注いでいくこととしている。

今年度は、アカウミガメの種を保存するため、繁殖期である5月～10月の間、遠州灘海岸50kmのエリアで、①5月～8月末までの120日間、産卵調査を実施するとともに、②8月～10月末までの90日間、ふ化調査を実施する。また、③人工紫外線の子ガメへの影響調査を実施し、街路灯の光源変更対策を提案していく、④麻袋を再利用し海浜植物の種子を詰めた土のう袋による砂浜回復事業を年5回実施する、⑤次世代の担い手育成と子どもたちの環境教育のためアカウミガメの公開保護調査活動を年50回実施する等の諸活動を行う。

(9) NPO法人 桶ヶ谷沼を考える会

(テーマ：トンボの種の保全と自然環境を守る)

絶滅危惧種「ベッコウトンボ」は、現在静岡県をはじめとして、ごく限られたところにしか生息していない。そのような状況下で桶ヶ谷沼は、奇跡の沼として現在も種の保全に多大な貢献をしている。本事業においては、①この沼に生息するベッコウトンボの保護と増殖、②桶ヶ谷沼周辺的环境保全と改善、③ベッコウトンボをはじめとする昆虫、鳥類、魚類に関する生物実態調査、④「おけがや自然塾」を開講し環境教育による次世代への継承事業を実施する。

今年度は、①ベッコウトンボ個体数調査などの桶ヶ谷沼の生物調査、②コンテナでの飼育実験など飼育容器管理・生け簀補修、③アメリカザリガニなどの外来種駆除とヤゴの救出、④天竜の森におけるトンボ生態調査研究などトンボ種の広域観察調査、⑤樹木の伐採や草刈り、枝打ちなど環境保全及び改善に向けた取組み、⑥渡り鳥の種の動静調査など野鳥の調査、⑦「おけがや自然塾」を13人から20人に拡充し事業内容の充実を図る等の活動を行う。

(10) 認定NPO法人 トラ・ゾウ保護基金

(テーマ：アフリカゾウの密猟防止)

アフリカゾウは、象牙目的の乱獲により1980年代の10年間で約半数へと激減した。1989年のワシントン条約による象牙取引の禁止により危機的状況から一旦は脱したものの、その後再び密猟・象牙違法取引が増加し、最新の研究発表では、アフリカ象の大半を占めるサバンナゾウが最近7年間で30%減少している。このため、①日本において象牙製品の需要をなくすための普及啓発活動や、国内法に基づき国内での象牙販売の禁止を実現するための政策提言活動を強化する。

今年度は、①象牙目的の乱獲でアフリカ象が危機的状況にあることを知らずに象牙製品を購入する可能性のある日本国民に対して、映像作成、SNS拡散ツールの作成、意識の高いショッピングセンターと連携しての広報、動物園と連携しての広報の実施、②ワシントン条約で採択された「国内象牙市場閉鎖決議」を日本政府が遵守するよう、政府、関係国に提言、働きかけの実施、③象牙利用が伝統文化であるとの誤解の解消に向けた報告書を作成し象牙印章小売業者などへの配布・インターネット上での閲覧の実現などを行う。

(11) 上総自然学校

(テーマ：里山のトンボを元気に、数多くに)

里山とは、人が自然の資源を利用しながら生活することで利用されてきた山のことで、豊かな自然と多くの動植物を育む場所である。しかし近年、手入れ不足による森林の荒廃や、高齢化・後継者不足による耕作放棄が進んでいる。当該団体は千葉県袖ヶ浦市川原井において、こうした里山の保全・育成・改良に取り組んでおり、活動目標である「豊かさの再生」、「里山の自然の多様性の保全」、「環境教育」等を通じて活動参加者と地元住民の交流を図り、この活動を次世代に繋げていくことを狙いとしている。

今年度は、①開墾中の谷の水源地の整備を進めて湧水を安定させる、②遊歩道の整備を進め、水生生物の観察会やエコツアーで巡ることができるようにする、③有機栽培で行っている水田を維持し、多くの水生昆虫の住処を維持し、トンボをはじめとする生き物の多様性を増していく、④観察会やエコツアーを実施して、環境教育を行っていくこととしている。

(12) 虹別コロカムイの会

(テーマ：シマフクロウ繁殖と河畔林造成)

シマフクロウは国指定天然記念物で、北海道全域における生息数が140羽程度と推測されている絶滅危惧種でもある。当該団体はシマフクロウの増殖を図るとともに、その採餌場となる河畔林の機能を「魚つき保安林」として位置付け、北海道東部の西別川流域において「シマフクロウ百年の森づくり」と称する河畔林造成等に取り組んできた。その活動成果は、約80万本の植林、巣箱4か所の架設・清掃・維持活動などとなっており、その功績により「自然環境功労者環境大臣表彰(2004年)」、「緑化推進功労者内閣総理大臣表彰(2009年)」等多くの賞を受賞している。

今年度は、①第17回植樹祭を開催し西別川河畔林の拡大造林(3.5ヘクタール。ニレ、ナラ、ハンノキなど3,700本の植林を予定)の実施、②エゾジカの食害防止電柵の設置、③植林地と電柵設置帯に沿った草刈り等の実施などに取り組む。

(13) 真庭遺産研究会

(テーマ：守れ中国山地の生き物ホットスポット！特別天然記念物オオサンショウウオや希少トンボの棲む里山水辺の保全活動)

中国山地に位置する津黒高原を含む真庭市北部は、ヒロシマサナエなど希少なトンボが多数生息するほか、地域全体が特別天然記念物オオサンショウウオの生息地に指定されている「生き物ホットスポット」である。しかし近年、里山再生や木材のバイオマス利用のため、十分な環境調査がなされないまま山林整備が行われ、生き物ホットスポットが消滅する事態も懸念されている。当該団体は、専門家や有識者の指導による環境調査を実施し、隠れたホットスポットの存在を公表し、環境学習プログラムを作成するなど、ホットスポットの存在等を多くの人に知ってもらい保護保全を図っていくことで地域作りや山村再生に役立てることを狙いとしている。

今年度は、①オオサンショウウオ繁殖地や希少トンボの生息地調査を行い、「重要な生き物ホットスポット」を公表していく、②オオサンショウウオ生息環境の保全・再生を目的として環境学習会、環境学習フォーラムを開催する、③オオサンショウウオの生息環境の保全・再生活動（一例として、移動（遡上）を阻害する堰堤などの河川構造物に対し遡上できるようにスロープづくりを行う。）を実施する。

2. 「地球にやさしいカード」助成金贈呈式の実施

助成団体の活動のマンネリ化を防ぎ助成金の一層の効率的な使用を助成団体に促す等のために、昨年11月の「緑の地球防衛基金設立35周年、公益5周年記念講演」において、「地球にやさしいカード」助成金贈呈式を初めて開催した。本年度も引き続き、各団体から出席を求め、助成金贈呈式を行う。

実施時期は、Ⅲの3に後述する「研究・活動報告会」の開催に併せ11月頃とする。

3. 助成団体の活動状況等についての現地調査の実施

助成活動を更に充実するため、助成団体において引き続き助成金がどのように使われ、効果をもたらしているのか現地調査し、改善すべきことがあれば率直に指摘し、助成金がより有効に使われるよう指導する。今年度は、国内で活動を行っている福島県内及び北海道の2地域を対象に実施する。

4. 助成方法見直しの検討

株式会社セディナ「地球にやさしいカード」の寄附金を原資とした助成事業については、現行制度ができてから20年以上が経過し、その綻びが出てきていることから、株式会社セディナと協力して助成方法の在り方について見直しの検討を進め、結論を得る。

Ⅲ 地球環境の保全に関する普及啓発事業（公益目的事業3）

1. 機関紙「緑の地球新聞」の発行

基金の情報を発信するために、会員を対象に年4回（4月、7月、10月、1月）発行している「緑の地球新聞」（一般にも実費で有料頒布）の発行を継続するとともに、内容の充実を図る。

2. 「環境諸問題研究・活動報告書」の作成・頒布

基金の目的である「わが国を含め地球上の緑及び緑に依存して生息する生物の適正な保護」等に沿って1年間の研究・活動実績を取りまとめた「環境諸問題研究・活動報告書」を6月に作成し、関係官庁及び各国立大学図書館等に無料配布するほか、一般市民にも実費で有料頒布を継続する。また、その内容の充実を図るほか、無料配布先の拡大について検討する。

3. 「研究・活動報告会」の開催

年1回、株式会社セディナと協力して、助成団体の活動状況を報告する「研究・活動報告会」を開催し、一般市民の啓発にも努めることとする。

実施時期は、Ⅱの2で前述した「地球にやさしいカード」助成金贈呈式に併せて行うこととし11月頃とする。

4. 情報公開及び新規会員募集に向けた取組み

当基金の中国・タンザニアでの植林活動等の状況、運営内容及び財務資料等をインターネットで積極的に公開し、公正で開かれた活動を推進することにより、会員、寄付者をはじめ、国民の植林への啓発に努める。

ホームページの月次更新を継続する。

また、会員募集に関して、昨年11月の理事会で意見が述べられた「メールによる会員募集手続き」の検討、「申込用紙のフォーマット作成」、「QRコード」の検討を行う。

5. 外部イベントへの参加

外部へのアピール不足との指摘を踏まえ、ゴスペル東京チャリティコンサート等のイベントに積極的に出展し、基金の果たしている植林事業の役割について一般市民にアピールする機会を設ける。

6. 国内のNGO・NPOとの連携強化

株式会社セディナの「地球にやさしいカード」の寄付金を原資として助成している

NGO・NPO法人などのほか、関係するNGO・NPO法人との連携を強化し、情報交換の推進や会員の拡大等を図る。

7. 事業活性化への取組み

役員や評議員、関係する外部者から基金の活性化に関するアイデアを聴取し、実現可能なアイデアについては積極的に取り入れる。

IV 寄付活動

1 法人・団体からの寄付の拡大

株式会社セディナの「地球にやさしいカード」による寄付、カードのポイント交換による寄付、飲料用自動販売機による寄付、企業の株主優待制度による寄付、ブック募金による寄付、キャンペーン募金活動による寄付など法人・団体からの寄付が行われているが、これらの寄付を推進する。

法人や労働組合等の団体に対して、社会貢献をキーワードとしたアプローチを試みる必要があるとの意見は根強い。昨年新たに作成したパンフレットも活用して新たな寄付の拡大に努める。

V その他

1 理事会及び評議員会の交流促進

業務を遂行する理事会の議論が理事会の運営をチェックする評議員会に十分伝えられていないとの批判を受けて、当基金の業務の円滑化を図るため、近年理事会と評議員会の合同会議など相互交流を図り、公益財団法人としての活動への一体化を進めており、今年度も継続する。